

よくある質問(FAQ)

	質問	回答
	(電子証明書の申請)	
Q1	電子証明書を発行してもらうための申請にはどのようなものが必要ですか。	住民票のある市区町村窓口へおいでください。その際、次のものがが必要です。 ・発行申請書(窓口でご記入ください) ・本人確認用書類(※1※2) ※発行手数料は無料です。
Q2	電子証明書の交付を受けるための申請書は、郵送ではだめですか。	電子証明書は、インターネット上の身分証明書のようなものですので、発行には厳密な本人確認が必要です。したがって、交付を受けるための申請は、市区町村受付窓口においていただく必要があります。
Q3	どこの市区町村窓口でも、申請はできますか。	住民票のある市区町村窓口でしか、申請できません。
	(代理申請)	
Q4	家族などが本人の代理で申請することは可能ですか。	本人による申請が原則ですが、代理人を通じての申請も可能です。
Q5	代理申請する時はどのようなものが必要ですか。	まず、代理人が申請者本人の住民票のある市区町村窓口で照会書の送付依頼を行い、その後、次のものが必要となります。 ・発行申請書 ・申請者本人の記名と押印がある委任状 ・市区町村から郵便等で本人に対して行う文書による照会への回答書 ・市区町村長が適当と認める申請者の本人確認用の書類(申請される市区町村にご確認ください。) ・申請者本人の個人番号カード ・代理人の本人確認用書類(※1)
	(電子証明書の更新)	
Q6	電子証明書の有効期間は何年ですか。	発行の日後5回目の誕生日までです。ただし、個人番号カードの有効期間が満了となった時点で、電子証明書の有効期間も満了します。
Q7	以前取得した電子証明書の有効期間がそろそろ終わるので、更新したいのですが、いつから更新手続きができますか。	更新は有効期間満了の3ヶ月前より可能です。更新すると、有効期間は更新した日後6回目の誕生日までとなります。

Q8	更新手順はどうすればよいですか。 また、どんなものが必要ですか。	新規発行の場合と同様、住民票のある市区町村窓口においてください。その際、次のものがが必要です。 ・更新申請書(窓口でご記入ください。) ・個人番号カード ・本人確認用書類(※1※2)
	(紛失・再発行)	
Q9	電子証明書が入った個人番号カードを紛失しました。届出はどうすればよいですか。	個人番号カードを紛失した場合には、直ちに以下の電話番号(紛失等の場合には365日24時間対応)にご連絡いただき、電子証明書の一時保留を行ってください。併せて、住民票のある市区町村窓口にて紛失等の届出を行ってください。 ・マイナンバー総合フリーダイヤル(無料) 0120-95-0178 ・個人番号カードコールセンター(有料) 0570-783-578
	(転入・転出・姓名の変更があったとき)	
Q10	引っ越しや結婚をしても、電子証明書はそのまま使えますか。	署名用電子証明書は使えなくなります。 署名用電子証明書は利用者の氏名、住所、生年月日、性別が記載されており、引っ越し等を行うと電子証明書の記載と住民票の記載内容が異なることになるため、失効します。転入届や婚姻届を提出される際に新しい署名用電子証明書の発行を申請してください。 一方、利用者証明用電子証明書については、利用者の氏名、住所、生年月日、性別は記載されないため、引っ越しや結婚によっても失効しません。
	(パスワード)	
Q11	パスワードを忘れてしまいました。 が、どうすればよいですか。	住民票のある市区町村の窓口でパスワード初期化申請をし、パスワードの再設定を行う必要があります。 パスワードの初期化をする場合にも、本人確認(※1※2)が必要となります。個人番号カードもお持ちください。
Q12	パスワードが間違っていたらしく、 ロックがかかってしまいました。	署名用電子証明書については5回連続で、利用者証明用電子証明書については3回連続でパスワードを間違えて入力した場合、パスワードロックがかかってしまい、当該電子証明書は利用できなくなってしまいます。その際には、住民票のある市区町村窓口にてパスワードの再設定を行う必要があります。 パスワードの初期化及びロック解除をする場合にも、本人確認用書類(※1※2)が必要となります。個人番号カードもお持ちください。

Q13	家族にロック解除の申請をしてもらおうと思っていますが可能ですか。	本人による申請が原則ですが、代理人を通じての申請も可能です。まず、代理人が申請者本人の住民票のある市区町村窓口で照会書の送付依頼を行い、その後、次のものが必要となります。 ・パスワードの初期化及びロック解除の申請書 ・申請者本人の記名と押印がある委任状 ・市区町村から郵便等で本人に対して行う文書による照会への回答書 ・市区町村長が適当と認める申請者の本人確認用の書類（申請される市区町村にご確認ください。） ・申請者本人の個人番号カード ・代理人の本人確認用書類（※1）
-----	---	--

※1 本人確認用書類

個人番号カード、住基カード、パスポート、運転免許証、身体障害者手帳、官公庁職員の身分証明書のほか、以下のものも利用可能です。

船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備業法第二十三条第四項に規定する合格証明書）

※2 ※1の本人確認用書類をお持ちでない場合は

・市区町村から郵便等で行う文書による照会への回答書（事前に窓口へ来ていただき、照会書の送付依頼をしていただく必要があります。）

・市区町村長が適当と認める証明書（市区町村にご確認ください。）